

# 青色防犯パトロール

## 青色防犯パトロールとは？

青色防犯パトロールとは、車両に青色回転灯等を装備して、地域の防犯のために自主的に行うパトロールのことをいいます。配達、通勤その他の業務を兼ねて青色防犯パトロールを行うことはできません。

一般の車両に青色回転灯等を装備することは法令で禁止されていますが、警察本部長から自主防犯パトロールを適正に行うことができると証明を受けた団体は、車両への青色回転灯等の装備が認められています。

※ 青色回転灯等…回転式に限らず、光源が点滅する構造の青色防犯灯のこと



## 青色防犯パトロールを行うことができる団体

下記の要件1～5のすべてを満たしている団体であることが必要です。

要件1 次のいずれかに該当する団体であること

- ① 県または市町村
- ② 県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長（以下「県知事等」という。）から防犯活動の委嘱を受けた団体又は県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体その他の組織
- ③ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号の一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の法人
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市区町村長の認可を受けた地縁による団体
- ⑤ ①～④と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体  
※⑤については団体の公益性、組織性、団体の構成員からの独立性等を総合的に勘案して該当するか判断されます。
- ⑥ 上記①～⑤から防犯活動の委託を受けた者

要件2 継続的な自主防犯パトロールができる団体であること

- ① 自主防犯パトロール活動の実績や計画があること。
- ② 青色防犯パトロール講習を受講していること。また原則として週1回以上の活動があること。
- ③ 配達、通勤その他の業務を兼ねて行わないこと。

要件3 青色防犯パトロール講習を受講していること

自主防犯パトロールを実施することが予定されている方については、地域住民からの緊急を要する事案や犯罪を目撃した場合において警察への通報等の対応方法などを内容とする青色防犯パトロール講習を受講していることが必要となります。

#### 要件4 青色回転灯等を有すること

自主防犯パトロール活動中以外では回転灯等を点灯させないこと。また青色回転灯等は自動車の屋根に1個又は1体のみ装備すること。（マグネット等による着脱容易な取り付けも可能です）

#### 要件5 車両の車体に団体の名称等を明確に表示すること

「防犯パトロール実施中」「〇〇防犯指導隊」等自主防犯パトロール中であることが分かるよう明確に表示すること。

## 申請手続の流れ

### 申請書類

（地元の警察署（生活安全（刑事生活安全）課に申請）

- 1 証明申請書（様式第6号）
  - 2 団体・青色防犯パトロールの概要（様式第7号）
  - 3 青色防犯パトロール実施者名簿（様式第8号）
  - 4 誓約書（様式第9号）
  - 5 自動車検査証の写し
  - 6 青色回転灯等の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面か写真
  - 7 取り付ける青色回転灯の光度等が分かる資料の写し（カタログ等の写しで可）
  - 8 「団体名称」及び「自主防犯パトロール中」であることの表示について（車体側面に貼るマグネットシート等）、大きさや形が分かる資料
  - 9 青色防犯パトロールを行うことができる団体であると確認できる資料の写し（委嘱状、登記簿、委託契約書、地縁団体台帳等）
- ※6・8については、青色回転灯等及びマグネットシート等を車両に装着した状態で、車両の前後左右から撮影した写真でも可です。

## 手続終了後は…

警察本部長名で「証明書」「標章」「実施者証」が交付されます。

交付から15日以内に、団体代表者等が運輸支局・自動車検査登録事務所・軽自動車検査協会事務所に証明書と自動車検査証を持参の上、記録事項変更手続きを行ってください。

## パトロール実施者を増やすとき・減らすとき

防犯パトロールを新しく始める方は、団体を管轄する警察署で青色防犯パトロール講習を受講してください。その後、団体の代表者が、**パトロール実施者変更申請書（様式第12号）**の「新」欄に追加する方を記載し警察署に提出してください。

また、パトロールをやめる方がいる場合は「旧」欄に氏名を記載し、現在交付されている実施者証を添えて提出してください。

## 防犯パトロール車両を増やすとき・減らすとき

1 青色回転灯等を新たに装着する車両の使用者は、下記(1)～(4)の書類を団体の代表者に提出してください。

(1) 自動車検査証の写し

(2) 青色回転灯等の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面か写真

(3) 取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料の写し（カタログ等の写しで可）

(4) 「団体名称」及び「自主防犯パトロール中」であることの表示について（車体側面に貼るマグネットシート等）、大きさや形が分かる資料

※(2)・(4)については、青色回転灯等及びマグネットシート等を車両に装着した状態で、車両の前後左右から撮影した写真でも可です。

団体の代表者は、**証明書記載事項変更申請書（様式第11号）**の「変更後」欄に追加する車両を記載し、現在交付されている証明書及び(1)～(4)の書類を添えて警察署へ提出してください。後日、警察本部長名で「証明書」「標章」が交付されますので、車両の使用者は運輸支局・自動車検査登録事務所・軽自動車検査協会事務所に証明書と自動車検査証を持参の上、記録事項の変更手続きを行ってください。

2 青色防犯パトロールをやめる車両の使用者は、団体の代表者に標章を提出してください。団体の代表者は、**証明書記載事項変更申請書（様式第10号）**の「変更前」欄に使用しなくなる車両を記載し、現在交付されている証明書及び標章を添えて警察署へ提出してください。警察本部長名で「証明書」が交付されますので、車両の使用者は運輸支局・自動車検査登録事務所・軽自動車検査協会事務所に証明書と自動車検査証を持参の上、記録事項の削除手続きを行ってください。

## 団体代表者・所在地等が変わったとき

団体代表者、団体所在地など証明書の記載事項が変更になった場合、団体の代表者は、**証明書記載事項変更申請書（様式第11号）**の「変更前」「変更後」欄にそれぞれ記載し、現在交付されている証明書を添えて警察署へ提出してください。

## 証明書・標章・実施者証を紛失したとき

証明書・標章・実施者証を紛失した場合、再交付申請が必要となります。団体の代表者は、**再交付申請書（様式第10号）**に必要事項を記載し警察署へ提出してください。

## 青色防犯パトロールを実施しなくなったとき

団体の解散等により青色防犯パトロールを実施しなくなった場合、**返納届（様式第13号）**に必要事項を記載し、証明書と現在交付されているすべての標章及び実施者証を添えて警察署に提出してください。車両の使用者は運輸支局・自動車検査登録事務所・軽自動車検査協会事務所に自動車検査証を持参の上、記録事項の削除手続きを行ってください。